

他制度掛金相当額について

日本ITソフトウェア企業年金基金

■ 他制度掛金相当額とは

■ 他制度掛金相当額とは

確定給付企業年金(DB)の制度ごとの給付水準を所定の計算方法で掛金相当額へ換算した金額のことです。実際に納付する掛金額にかかわらず、確定拠出年金(DC)の拠出限度額の算出にはこの額が使用されます。

- 施行日(2024年12月1日)以降の日を基準日とする財政再計算を行うまでは簡易な方法で算定することが認められています。

標準掛金の総額 ÷ 加入者数 ※千円未満の端数四捨五入

- 次回の財政再計算時には本来の方法(加入年齢方式)で算定し直します。

ITS基金の他制度掛金相当額

■ ITS基金の他制度掛金相当額

加入制度	事業所番号	他制度掛金相当額
第1年金のみ	1 XXXXX	月額4,000円
第2年金のみ	2 XXXXX	月額3,000円
第1年金＋第2年金両方加入	3 XXXXX*	月額7,000円

*加入制度は加入者ごとに判定します。事業所番号3XXXXXの事業所の中には、第1年金と第2年金で加入者の範囲が異なる事業所があります。第1年金のみの加入者の他制度掛金相当額は月額4,000円です。

- iDeCoへの加入や拠出額変更の検討材料として加入者に周知する必要があり、5月に配付している「仮想個人勘定残高のお知らせ」の裏面に記載しています。

DB加入者のDC拠出限度額

DB加入者のDC拠出限度額

企業型DC	月額55,000円 - DBの他制度掛金相当額
iDeCo	月額55,000円 - 企業型DCの事業主掛金額 - DBの他制度掛金相当額 ※上限20,000円

(参考)企業年金非加入の厚生年金被保険者のiDeCo拠出限度額:月額23,000円

- 例えば、第1年金 + 第2年金両方加入で、
加入する企業年金がITS基金のみの場合のiDeCoの拠出限度額は…

$$55,000 - 7,000 = 48,000 > 20,000$$

⇒ 上限である月額20,000円です。

iDeCoに関する手続き

- ITS基金の加入者になった方がiDeCoに加入していた場合は次の事項をご本人にご説明ください。
 - ・**確定給付企業年金(ITS基金)の加入者になったこと**
⇒ご本人がiDeCoの運営管理機関へ「企業年金制度等の加入状況」が変更になったことを届け出る必要があります(前職で同じ状況だった場合を除く)。
加入する企業年金がITS基金のみである場合の「企業年金制度等の加入状況コード」は、「02(確定給付型の企業年金)」です。
 - ・**iDeCoの個人別管理資産をITS基金へ移換できること**
⇒ITS基金への移換を申し出る場合は、ITS基金のホームページにある「個人別管理資産移換申出書(個人型)」をiDeCoの記録関連運営管理機関へ提出するようお願いください。